

教育委員会定例会(3月)会議録

日 時	平成27年3月30日(月) 10時00分～12時00分	
場 所	職員会館 メルクス	
出席委員	永田 見生 (委員長) 半田 利通 (委員) 岡部 千鶴 (委員) 日野 佳弘 (委員) 白水 美弥子(委員) 堤 正則 (委員、教育長)	
事務局	大津 秀明(教育部長) 窪田 俊哉(教育部次長) 竹村 政高(市民文化部次長) 桑野 洋志(教育部学校教育改革担当次長) 三谷 孝子 (教育センター所長) 道井 清太(体育スポーツ課長) 井上 隆夫(生涯学習推進課長) 大久保 隆(学校教育課長) 福島 光宏(学校保健課長) 眞崎 宗明(学校施設課長) 井上 正史(人権・同和教育課長) 園井 正隆(文化財保護課長) 上野 順也(学校教育課学務主幹) 石橋 康秀(教職員課長) 西田 正典(学校教育課指導主幹) 竹上 克己(田主丸事務所長) 古賀 弘憲(北野事務所長) 田中 秀幸(城島事務所所長) 杉山 和敏(中央図書館館長)	

議案

- 第18号議案 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第19号議案 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則
- 第20号議案 学校評議員の委嘱について
- 第21号議案 久留米市教育委員会単純労務者就業規則を廃止する規則
- 第22号議案 久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第23号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第24号議案 久留米市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第25号議案 教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 第26号議案 久留米市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則
- 第27号議案 平成27年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- 第28号議案 平成27年度久留米市立学校教職員の人事異動内申について
- 第29号議案 平成27年度久留米市立高等学校教職員の人事異動について

協議事項

- (1) 久留米市立小学校の小規模化への対応について
- (2) 平成27年度教育施策要綱(案)について

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成27年第1回一般質問回答要旨について
- (3) 平成26年度第2回社会教育委員会会議報告について
- (4) 通学路の交通安全対策について
- (5) 児童生徒の安全に関する緊急確認調査について

議案

(委員長)：ただいまから、「久留米市教育委員会3月定例会」を開会いたします。本日の第27号議案から29号議案は人事に関する議案なので、非公開にて審議したいと思っております。では、議案の審議に入ります。第18号議案久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について事務局より説明をお願いします。

第18号議案 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長)：ただいま18号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

(全委員)：(特になし)

(委員長)：皆様、ご異議がないようですので、第18号議案は原案のとおり承認いたします。次に、第19号議案 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則について事務局より説明をお願いします。

第19号議案 久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長)：ただいま事務局より19号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員)：(特になし)

(委員長)：皆様のご異議がないようですので、第19号議案は原案のとおり承認いたします。次に、第20号議案 学校評議員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

第20号議案 学校評議員の委嘱について

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長)：ただいま事務局より20号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員)：(特になし)

(委員長)：皆様のご異議がないようですので、第20号議案は原案のとおり承認いたします。次に、第21号議案「久留米市教育委員会単純労務者就業規則を廃止する規則」、第22号議案「久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則」についてですが、これは学校給食の委託化に伴うもので関連が深いので、一括して事務局より説明をお願いします。

第21号議案 久留米市教育委員会単純労務者就業規則を廃止する規則

第22号議案 久留米市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長)：ただいま事務局より21号議案と22号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(A委員)：学校給食の委託化ですが、今後はずっと委託となるのですか。

(事務局)：議会からの提言を踏まえて取り組んできたものでございますので、27年4月から全校開始しておりますから、現在のところは委託でいくということで、再び直営に戻すことは現在のところ考えておりません。

(A委員)：将来また直営に戻すとなった場合は、規則も再度つくるのですか。

(事務局)：必要な規則は当然整備する必要がございますので、そのときは関係規程も整備したいと考えております。

(委員長)：他にございませんか。皆様のご異議がないようですので、第20号、第22号議案は原案のとおり承認いたします。次に、第23号議案「久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、第24号議案「久留米市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則」についてですが、これは教育委員会事務局の分掌事務を見直すもので、関連が深いので、一括して事務局より説明をお願いします。

第23号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

第24号議案 久留米市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長)：ただいま事務局より23号、24号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員)：(特になし)

(委員長)：ご異議がないようですので、23号、24号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第25号議案「教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いします。

第25号議案 教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長)：ただいま事務局より25号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員)：(特になし)

(委員長)：皆様のご異議がないようですので、25号議案を原案のとおり承認いたします。次に、第26号議案「久留米市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いします。

第26号議案 久留米市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(事務局)：《議案概要説明》

(委員長) : ただいま事務局より26号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

(B委員) : 本日資料の差替えがあつて議案26-資料1-1を1枚いただきましたが、これは、久留米市教育委員会公告式規則という部分が削除されたということですか。

(事務局) : もともとお配りしていたものが、久留米市教育委員会公告式規則、地教行法の改正に伴い、根拠規程の条ズレが生じたためという記載が2つあったため、それを1つ削除したものでございます。

(委員長) : 他によろしいでしょうか。それでは皆様ご異議がないようですので、第26号議案を原案のとおり承認いたします。第27号議案から29号議案については最後に非公開で審議しますので、次に協議事項に移ります。協議事項「久留米市立小学校の小規模化への対応について」、事務局より説明をお願いします。

協議事項

(1) 久留米市立小学校の小規模化への対応について

(事務局) : 《協議事項説明》

(委員長) : ただいま「久留米市立小学校の小規模化への対応について」説明がありましたが、どなたかご質問ご意見はございませんか。

(B委員) : 今ご説明いただいた協議1-4について、役割分担で教育委員会・市長・議会それぞれの役割をお示しいただきましたが、今後、総合教育会議が開催されていくにあたり、役割や考える範囲は変わってくるのですか。

(D委員) : 法的にこのような役割分担の整理で、教育委員会制度が市長との関係で成り立っておりますので、この内容は変わらず、権限の所在も変わりません。

(B委員) : 総合教育会議という中で今後議論していくのですか。

(D委員) : 議論の対象になるのかも含めて、これから考えていくことになると思いますが、対象になったとしても共通理解や認識を深めていくような会議の内容になるのではと推測されます。

(B委員) : 今後の4・5月の会議では、「小学校の小規模化への対応について」が、議題としてあがってくることになるのでしょうか。協議資料1-3では、平成27年6月までに小規模特認校制度の募集をするしないを含めて決定する必要があるとされていますが、今後、我々はいつ考えていかなければならないのでしょうか。

(事務局) : 今後ご協議いただく内容とタイミングですが、大きく申し上げまして、小学校の全体的な対応の方針については、皆様方の協議の状況を踏まえながら協議・検討を継続していく、その中で、小規模特認校制度については、来年度の判断が一定必要になりますので、少なくとも6月が一定の業務執行の期限となります。

(B委員) : 小規模特認校制度の今後のあり方は、6月までに決定しなければならないということですね。

(事務局) : はい。来年度募集をするのであれば、周知期間等がございますので、6月がリミットになります。

(A委員) : 次回協議いただく事項の次回とは、4月の定例会ですか。

(事務局) : 資料に次回と書いておりますが、次回以降継続して協議していただきたいと考えております。次回で結論ということまでではなく、市長それから議会も関係しま

すし、さきほど地域学校協議会・PTA等へのやりとりについてご報告しましたが、地域の関心も非常に高いため、情報提供や意見聴取を行い、その内容を踏まえながら協議をいただきたいと考えておりますので、次回以降いつまでにというものではございません。

(A委員) : 大きな問題だと思うので、小規模特認校制度を今後継続していくのか、止めざるを得ないのかといった大きな方針を決定するためには、ある程度時間をとって検討して行う必要があるのではないかと。この制度を導入したのが2・3年前で、試験的な導入だったかと思いますが、将来このままでいいのか、少子化の傾向を考えれば将来的には止めざるを得ないのかといった大きな方針をまずしっかりと議論して決めて、とりあえず続けていくのであればいつまで続けるといったように、ある程度の方針を決めないといけない次期にきていると思いますので、正面から考えて議論するために、次回または次々回くらいに時間をとる必要があると思います。

(B委員) : そうですね。この件だけをしっかりと考える時間をどこかでとらないといけないのではないかと思います。

(A委員) : この件に特化して考える時間をとるか、臨時の教育委員会を設けるとか、何らかの方策を考えないといけない時期にきていると思います。それを考えていただきたいと思います。

(事務局) : 今委員からもありましたとおり、小学校の小規模化を考えていく中で、1つの方策ということでこの小規模特認校制度を導入させていただきました。その際の議論の中でも、教育委員会会議への提案方法が議案と報告という形式のため、議案として提出するまではいかないところがありましたので、別途、教育委員会会議とは違うかたちでの意見交換の場を2回ほど設けさせていただいております。今回の教育委員会会議には協議事項として入れておりますが、導入する際にも委員と事務局で集中して意見交換、議論いただいている経過がありますので、私どももそのような方法でこのテーマについて集中的に意見交換、議論ができればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。また、中身については担当が述べましたとおり、全体的な教育委員会としての考え方・整理と小規模特認校制度導入についての一定の結論は、切り離す必要があれば切り離れたところで、6月までには方針の決定をお願いしたいと思っております。

(委員長) : 全国的に小規模特認校制度を長く実施しているところがどれくらいあって、ずっと小規模特認校で学んだ子どもが、どうなっているかといったデータがあると言いかと思います。また、国の意向はどのような状況ですか。

(事務局) : 前回の教育委員会会議で説明をさせていただきましたが、全国的に学校の小規模化が進んでいるが、小規模化の議論が進んでないというような状況にある中で、小規模化対応の議論を進めるための材料として1月に文部科学省から小規模化対応の手引きが示されております。手引きそのものには特認校に絞ってどうこうというようなところまでは書かれておりませんが、統合を進めるための対応の目安等が示されているなど、自治体が議論できるようなエッセンスがつまっておりますので、そのような情報を皆様に提供しながら、議論をいただければと考えております。

(委員長) : 意見が出ましたが別途協議する機会を設けるということでよろしくお願ひいたします。それでは続きまして、協議事項「平成27年度教育施策要綱(案)について」事務局より説明をお願いします。

(2) 平成27年度教育施策要綱(案)について

(事務局) : 《協議事項説明》

(委員長) : ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) : (特になし)

(委員長) : 皆様のご異議がないようですので、報告事項に移ります。

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成27年第1回一般質問回答要旨について
- (3) 平成26年度第2回社会教育委員会会議報告について
- (4) 通学路の交通安全対策について
- (5) 児童生徒の安全に関する緊急確認調査について

今後のスケジュール

- 4月定例会 : 4月27日 15時～ 本庁舎3階301会議室
- 5月定例会 : 5月26日 15時～ 本庁舎3階301会議室

非公開議案

第27号議案 平成27年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

第28号議案 平成27年度久留米市立学校教職員の人事異動内申について

第29号議案 平成27年度久留米市立高等学校教職員の人事異動について

非公開で審議後、原案のとおり承認